

グリス除去装置認定の手引き

一般社団法人日本厨房工業会

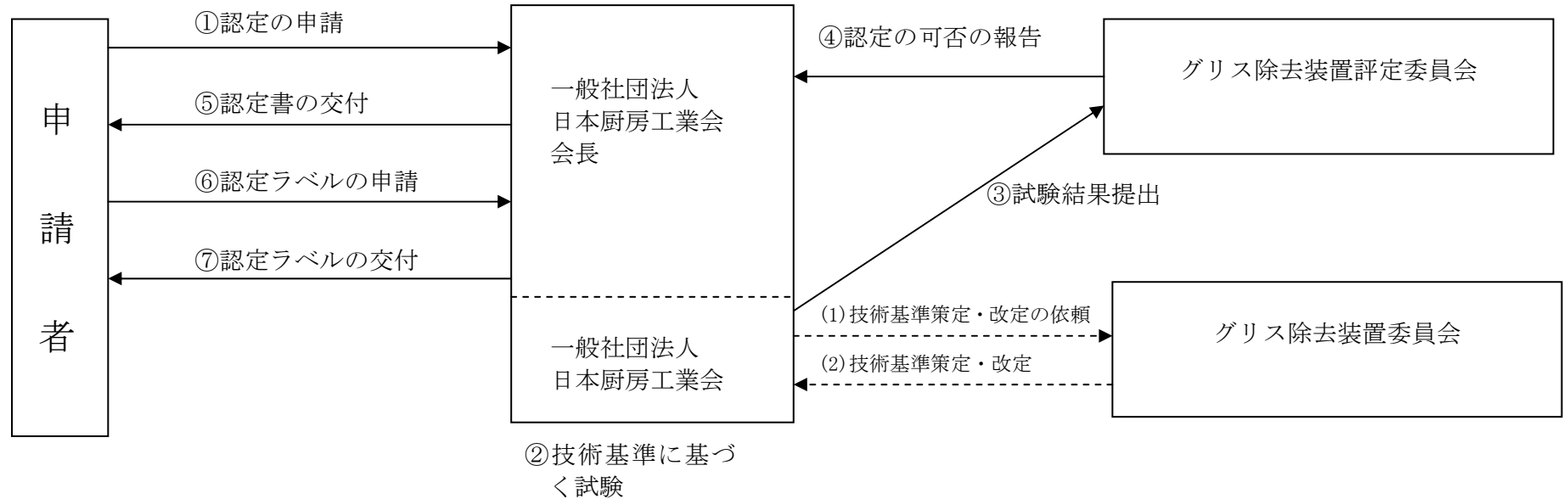
目 次

グリス除去装置認定業務のあらまし	3
グリス除去装置認定規程	4
グリス除去装置認定に関する申請規則	7
グリス除去装置認定ラベル取扱規則	15
グリス除去装置認定に関する料金規則	21
グリス除去装置評定委員会規程	22
業務用厨房設備に付属するグリス除去装置の技術基準	23
グリス除去装置技術調査委員会規程	31

資料

グリス除去装置の構造等の基準について(通知)	33
火災予防条例準則と運用解釈(抜粋)	36

グリス除去装置認定業務のあらまし



◇ 担当業務

- ☐ 一般社団法人日本厨房工業会会長・・・①認定の申請の受付 ⑤認定書の交付 ⑥認定ラベル申請の受付 ⑦認定ラベルの交付
- ☐ グリス除去装置評価委員会……………④認定の可否の判断及び会長への報告
- ☐ グリス除去装置委員会……………(2)技術基準の策定及び改正
- ☐ 一般社団法人日本厨房工業会……………②、③技術基準に基づく試験及びグリス除去装置評価委員会への試験結果の提出
(1) グリス除去装置技術調査委員会への技術基準策定及び改正の依頼

グリス除去装置認定規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、業務用厨房設備に付属するグリス除去装置に関する認定を通じ、排気ダクト及び天蓋などへの火災伝送防止に努め、その安全性を確保し、災害の未然防止に寄与することを目的とする。

(適用の範囲)

第 2 条 この規程は、業務用厨房設備に付属するグリス除去装置について、一般社団法人日本厨房工業会(以下工業会という。)が行う認定に関する業務等について規定する。

(委員会の設置)

第 3 条 工業会の会長(以下会長という。)は、グリス除去装置の認定事業を推進するため、グリス除去装置評定委員会(以下評定委員会という。)を設ける。

- 2 評定委員会の構成、その他評定委員会の運営に必要な事項は別に定める。
- 3 評定委員会の事務局を工業会に置く。

(規定の改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、評定委員会の審議を経て、会長が行う。

(認定の申請)

第 5 条 認定を受けようとするものは、会長に認定の申請を行うものとする。

- 2 認定に関する手続きおよび必要事項は別に定める。

(試験)

第 6 条 工業会は、前条の申請に関わる試験を別に定める「業務用厨房設備に付属するグリス除去装置の技術基準」に基づき行うものとする。

- 2 工業会は、前項の結果を評定委員会に提出するものとする。

(認定の可否)

第 7 条 評定委員会は、前条の試験結果により認定の可否を判断し、その結果を会長に報告するものとする。

(認 定)

第 8 条 会長は前条において認定できる旨の報告を受けたときは認定を行い、申請者に対して、別に定める認定書を交付するものとする。

- 2 会長は認定をするに際し、必要に応じて条件を付することができる。
- 3 会長は前条において認定できない旨の報告を受けたときは、申請者に対して、その旨を書面で通知するものとする。

(認定の有効期間)

第9条 認定の有効期間については、認定日(認定が更新されたものにあつては更新日)から5年間とする。

(有効期間満了に伴う認定の更新)

第10条 認定の更新手続き等は、第5条、第6条、第7条および第8条に準じて有効期間満了の前に行うものとする。

(認定ラベル)

第11条 認定および更新を受けたものは、認定を受けた製品に認定ラベルを貼付しなければならない。

- 2 認定ラベルの貼付に関する責は、認定または更新を受けたものにあるものとする。
- 3 認定ラベルの交付、価格、取り扱い等については別に定める。

(変更の届出)

第12条 認定を受けた製品の名称について変更を行おうとするものは、会長に届出るものとする。

- 2 名称についての変更の届出を行った製品に関わる認定の期間については、認定の有効期間の残存期間とする。
- 3 届出に関する手続きは別に定める。

(事故等の報告)

第13条 認定を受けたものは、認定を受けた製品に関連した事故が発生した場合、その大小を問わず速やかに会長に報告しなければならない。

(認定の取り消し)

第14条 会長は次の事項の一つ以上に該当した場合には、評定委員会の決定に基づき認定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により認定を受けたとき。
 - (2) 認定の際に付された条件に反するとき。
 - (3) 製品の製造、流通又は保守管理上著しい不備があると認められたとき。
 - (4) 認定を受けた製品の構造、性能等を変更したとき。
 - (5) 第11条第1項又は第13条に違反したとき。
 - (6) 事実誤認を招くデータを表示する等の悪質な行為をしたとき。
 - (7) 事故等の事例があったとき。
- 2 会長は、認定の取り消しを行う際には、認定を受けたものに対し、書面により通知するものとする。

(認定の手数料)

第15条 認定または更新を受けようとするものは、予めその手数料を納付しなければならない。

い。

2 前項に規定する手数料および納付手続きについては別に定める。

(認定後の調査)

第16条 会長が必要であると認めるとき、認定を受けた製品について、関係者の承諾を得て、調査を行うことができるものとする。

(認定を受けた製品に対する責任)

第17条 認定を受けた製品に対する一切の責任は、認定を受けたものにあるものとする。

(公表)

第18条 会長は次の事項について、その旨を公表するものとする。

- (1) 第8条第1項に基づく認定書を交付したとき。(更新する場合を含む。)
- (2) 第12条に基づく変更があったとき。
- (3) 第14条に基づく認定の取り消しをしたとき。
- (4) 認定ラベルの使用状況。

(補足)

第19条 この規程に定めるもののほか、グリス除去装置の認定業務に関して必要な事項は評定委員会が定めるものとする。

(附則)

この規程は平成8年8月16日から実施する。

グリス除去装置認定に関する申請規則

グリス除去装置認定規程第5条第2項、第8条第1項及び第12条第3項に規定する関係書類等について定める。

(申請書)

第1条 グリス除去装置認定規程第5条第2項の申請の手続きは、次の申請書に関係書類を添えて申請する。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) グリスエクストラクター様式 | 1-1 |
| (2) グリスフィルター様式 | 1-2 |
| (3) グリスセパレーター様式 | 1-3 |

2 前項の関係書類は次のものとする。

- | | |
|--|----|
| (1) 共通書類 | |
| ア グリス除去装置の図面 | 3部 |
| イ 製品のカatalog(製版の写しでも可) | 5部 |
| ウ 型式表 | 3部 |
| エ 製品に関する保守管理指針 | 3部 |
| (2) 材質の不燃性が確認できない製品 | |
| 不燃性試験(建築基準法施行令第108条に基づく機材試験)の成績証明書 | 3部 |
| (3) 材質の耐食性・強度が確認できない製品 | |
| J I S C 2 1 4 1 に準拠する三点曲げ試験(技術基準の試験の方法の1-3に基づく曲げ強度試験)成績表 | 3部 |

3 試験体は一般社団法人日本厨房工業会(以下「工業会」という)の指定により提出すること。

(認定書)

第2条 グリス除去装置認定規程第8条第1項の認定書は次による。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) グリスエクストラクター様式 | 1-4 |
| (2) グリスフィルター様式 | 1-5 |
| (3) グリスセパレーター様式 | 1-6 |

(変更届)

第3条 グリス除去装置認定規程第12条第3項の変更は、様式1-7の変更届を提出するものとする。

(規則の改廃)

第4条 この規則の改廃はグリス除去装置評定委員会の審議を経て、工業会の会長が行う。

(附 則)

この規則は平成8年8月16日から実施する。

(様式 1 - 1)

申 請 書 [グリスエクストラクター]

年 月 日

一般社団法人 日本厨房工業会
会 長 殿

【申請者】

住 所

会 社 名

代 表 者 名

㊞

担 当 者 名

電 話 番 号 ()

FAX 番 号 ()

「業務用厨房設備に付属するグリス除去装置の技術基準」に基づくグリスエクストラクターの試験について下記のとおり申請します。

記

1. 名 称 【 】

2. 試験体の寸法 【 × × 】

3. 添付するもの

- | | |
|--------------------------|-----|
| ① 試験体 | 1 台 |
| ② 試験体の図面 | 3 部 |
| (図面は外観図、三角法による図面、構造図とする) | |
| ③ 製品に関する保守管理指針 | 3 部 |
| ④ 製品カタログ (製版の写しでも可) | 5 部 |
| ⑤ 型式表 | 3 部 |

(様式 1 - 2)

申 請 書 [グリスフィルター]

年 月 日

一般社団法人 日本厨房工業会
会 長 殿

【申請者】

住 所

会 社 名

代表者名

㊞

担当者名

電話番号 ()

FAX 番号 ()

「業務用厨房設備に付属するグリス除去装置の技術基準」に基づくグリスフィルターの試験について下記のとおり申請します。

記

- | | | | |
|-----------|--------------------|---|-----|
| 1. 名 称 | 【 | | 】 |
| 2. 材 質 | 【 | | 】 |
| 3. 試験体の寸法 | 【 | × | × |
| 4. 添付するもの | ①試験体 | | 3 枚 |
| | ②試験体の(外観、断面、側面)図面 | | 3 部 |
| | ③材質等の耐熱試験成績(公的)証明書 | | 2 部 |
| | ④三点曲げ試験結果等の成績証明書 | | 3 部 |
| | ⑤製品に関する保守管理指針 | | 3 部 |
| | ⑥製品カタログ(製版の写しでも可) | | 5 部 |
| | ⑦型式表 | | 3 部 |

(様式1－3)

申 請 書 [グリスセパレーター]

年 月 日

一般社団法人 日本厨房工業会
会 長 殿

【申請者】

住 所

会 社 名

代 表 者 名

㊟

担 当 者 名

電 話 番 号 ()

FAX 番 号 ()

「業務用厨房設備に付属するグリス除去装置の技術基準」に基づくグリスセパレーターの試験について下記のとおり申請します。

記

1. 名 称 【 】

2. 試験体の寸法 【 × × 】

3. 添付するもの

① 試験体	1 台
② 試験体の図面 (図面は外観図、三角法による図面、構造図とする)	3 部
③ 製品に関する保守管理指針	3 部
④ 製品カタログ (製版の写しでも可)	5 部
⑤ 型式表	3 部

認 定 書

下記のグリスエクストラクターを「業務用厨房設備に付属するグリス除去装置の技術基準」に基づく試験に合格したものと認める。

平成 年 月 日

一般社団法人 日本厨房工業会
会 長 ㊟

記

1. 認 定 番 号
2. 名 称
3. 型 式
4. 申請者住所氏名
5. 有 効 期 間
6. 付 帯 条 件

認 定 書

下記のグリスフィルターを「業務用厨房設備に付属するグリス除去装置の
技術基準」に基づく試験に合格したものと認める。

平成 年 月 日

一般社団法人 日本厨房工業会
会 長 ㊟

記

1. 認 定 番 号

2. 名 称

3. 型 式

4. 申請者住所氏名

5. 有 効 期 間

6. 付 帯 条 件

認 定 書

下記のグリスセパレーターを「業務用厨房設備に付属するグリス除去装置
の技術基準」に基づく試験に合格したものと認める。

平成 年 月 日

一般社団法人 日本厨房工業会
会 長 ㊟

記

1. 認 定 番 号
2. 名 称
3. 型 式
4. 申請者住所氏名
5. 有 効 期 間
6. 付 帯 条 件

(様式 1 - 7)

変 更 届

年 月 日

一般社団法人 日本厨房工業会
会 長 殿

住 所

社 名

代 表 者



担 当 者

電話番号 ()

FAX 番号 ()

貴工業会の認定を受けたグリス除去装置につき、下記のとおり変更をしますので届出ます。

記

認定番号		
名 称	変 更 前	変 更 後
備 考		

グリス除去装置認定ラベル取扱規則

グリス除去装置認定規程第 11 条第 2 項に関する認定ラベルの交付、取扱および管理について定める。

(適用の範囲)

第 1 条 この規則は、グリス除去装置の認定を受けたものに対して適用される。

(認定ラベルの交付)

第 2 条 認定ラベルの交付を受けようとするものは、様式 2-1 の「グリス除去装置認定ラベル申請書」を以って社団法人日本厨房工業会の会長(以下「会長」という。)に申請しなければならない。

2 会長は、申請に間違いのないことを確認のうえ認定ラベルを交付する。

(認定ラベル)

第 3 条 グリス除去装置認定規程で規定する認定ラベルは、次による。

- | | |
|-----------------|--------|
| (1) グリスエクストラクター | 様式 2-2 |
| (2) グリスフィルター | 様式 2-3 |
| (3) グリスセパレーター | 様式 2-4 |

2 刻印される認定番号は、次の項目を示す数字により表示するものとする。

- | |
|--|
| (1) 認定年(2桁とし、西暦の下2桁により表示する。) |
| (2) グリス除去装置の種類(グリスエクストラクターは「001」、グリスフィルターは「002」、グリスセパレーターは「003」とする。) |
| (3) 企業番号 |
| (4) 製品番号((3)の企業番号ごとのものとする。) |
| (5) (1)から(4)までの数字を次のとおり表示する。 |

<u>99</u>	<u>—</u>	<u>001</u>	<u>—</u>	<u>99</u>	<u> </u>	<u>99</u>
(1)		(2)		(3)		(4)

(認定ラベルの管理)

第 4 条 認定ラベルの交付を受けたものは、認定ラベルの使用状況について毎月一回様式 2-5 の「グリス除去装置認定ラベル使用状況報告書」を以って会長に報告するものとする。

(規則の改廃)

第 5 条 この規則の改廃は、グリス除去装置評定委員会の審議を経て会長が行う。

(附 則)

この規則は平成 8 年 8 月 16 日から実施する。

(様式 2 - 1)

年 月 日

グリス除去装置認定ラベル申込書

一般社団法人 日本厨房工業会

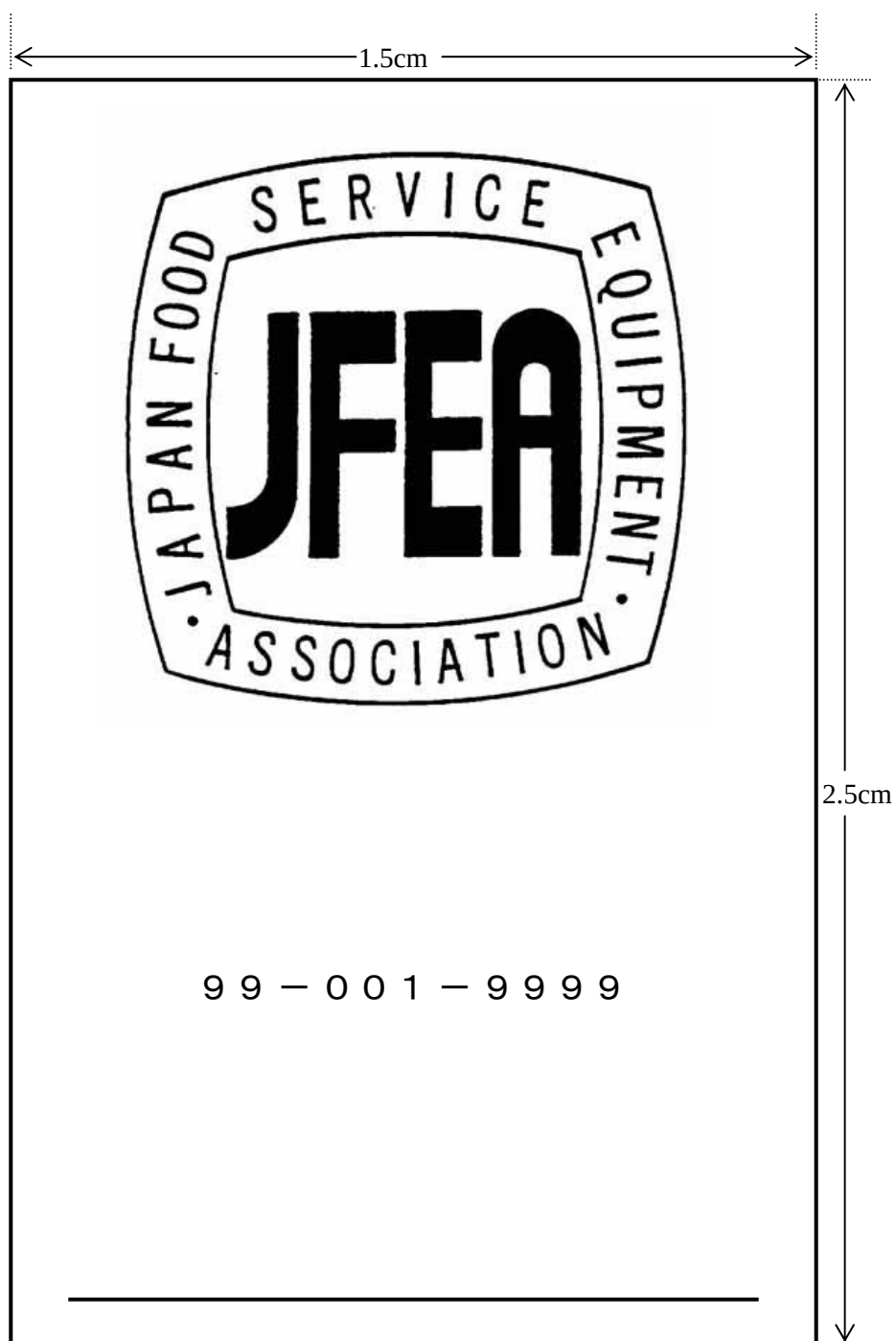
会 長 殿

グリス除去装置認定規程第 1 1 条を理解し下記の通り申し込みます。

認定番号	—	—
購入枚数	枚	
認定を受けた者及び担当者		
電話番号：		FAX番号：
送付先		
電話番号：		FAX番号：
備 考		

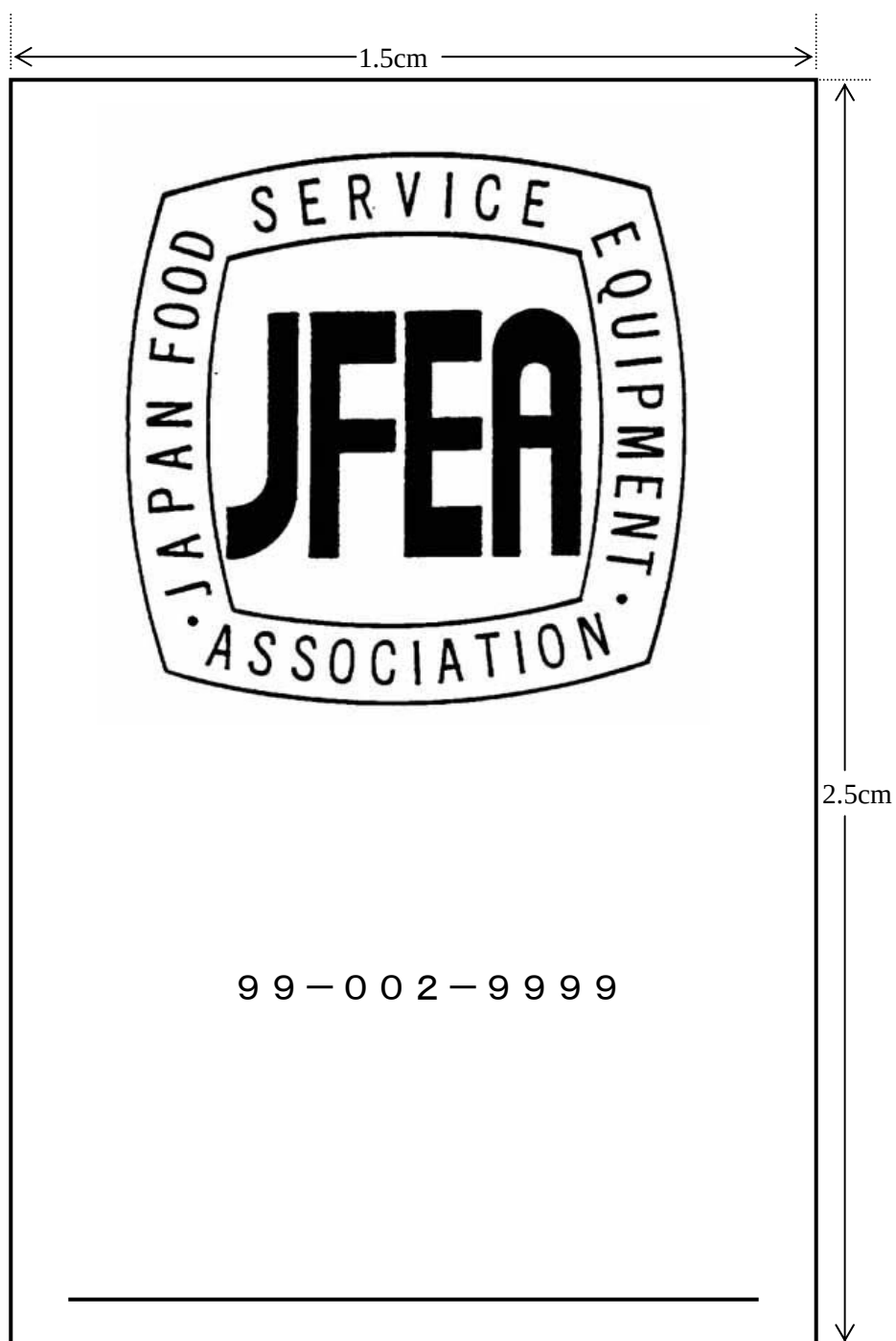
(様式 2 - 2)

グリスエクストラクターラベル



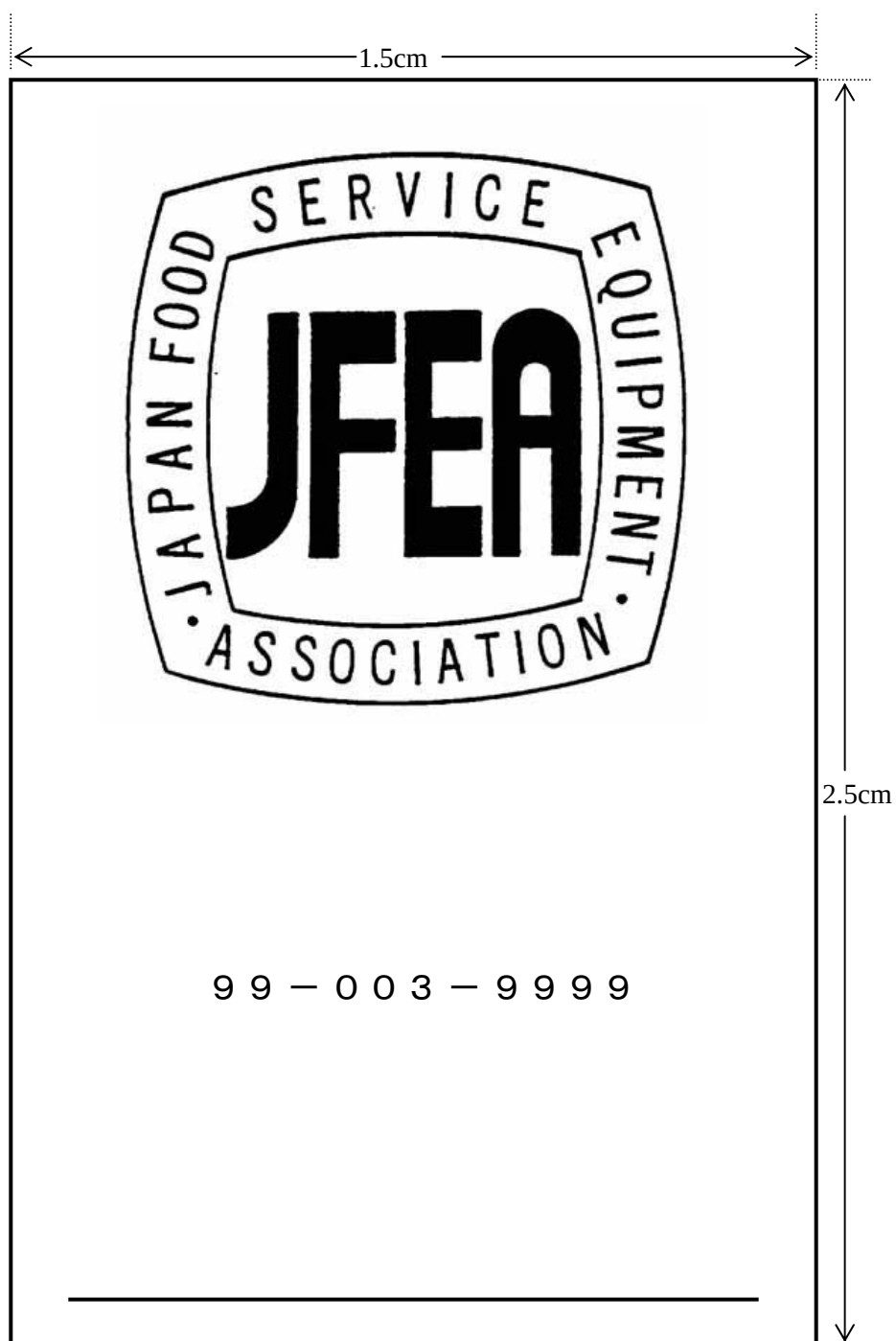
(様式 2 - 3)

グリスフィルターラベル



(様式 2 - 4)

グリスセパレーターラベル



(様式 2 - 5)

年 月 日

グリス除去装置認定ラベル使用状況報告書

一般社団法人 日本厨房工業会
会 長 殿

認定番号 - -

会 社 名

担 当 者

年 月 日	納入先又は設置場所	寸 法	枚数	適 用
合 計				年 月分

改正 2011 年 6 月 28 日

改正2024 年 1 月 1 日

改正2024 年10月 21日

グリス除去装置認定業務に関する料金規則

グリス除去装置認定規程第 11 条第 2 項及び第 15 条第 2 項に関する認定に必要な手数料等について定める。

(手数料)

第 1 条 手数料の額については次のとおりである。ただし消費税については別途である。

(1) グリスフィルター除去試験	¥ 2 0 0 , 0 0 0
(2) グリスフィルター非着火試験	¥ 8 5 0 , 0 0 0
(3) グリスエクストラクター試験	¥ 3 0 0 , 0 0 0
(4) グリスセパレーター試験	¥ 3 0 0 , 0 0 0

(認定ラベルの価格)

第 2 条 認定ラベルの価格については、一枚あたり 2 5 0 円とする。なお、1 種類につき 1 , 0 0 0 枚以上購入の場合は、一枚あたり 2 2 0 円とする。ただし消費税は別途である。

2 材質等の特殊なラベルに関しての価格はその都度定める。

(納付手続き)

第 3 条 第 1 条に定める手数料及び第 2 条に規程する価格を一般社団法人日本厨房工業会（以下「工業会」という。）の指定する口座に納めなければならない。

(規則の改廃)

第 4 条 この規則の改廃は、工業会の会長が行う。

(附 則)

この規則は平成 8 年 8 月 1 6 日から実施する。

グリス除去装置委員会規程

(目 的)

第1条 グリス除去装置委員会(以下「委員会」という。)は、厨房設備の天蓋に付属するグリス除去装置に関する技術基準の策定及び改正について検討を行う。

(委員会構成)

第2条 委員会は次に掲げるもので構成する。

総務省消防庁 経済産業省 自治体消防機関 学識経験者
関連団体 業界識者 当工業会関係者

- 2 委員長は、委員会を代表し、その運営を統括する。
- 3 委員長は必要に応じて関係者の参加を求めることができる。

(検討事項)

第3条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) グリス除去装置技術基準の策定に関する事項
- (2) グリス除去装置技術基準の改定に関する事項
- (3) その他の関連事項

(委 任)

第4条 この規程に定めるもののほか、議事その他運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

(附 則)

この規程は、平成6年7月4日から実施する。

業務用厨房設備に付属するグリス除去装置の技術基準

適用範囲

この基準は、業務用厨房設備における調理過程で発生する油脂および塵埃等^{※1}（以下、「油脂分等」という）をダクトに入る前に分離・除去することによって、ダクト火災予防に一定の効果があるもの（グリス除去装置）について適用する。

グリス除去装置の種類

グリス除去装置には、グリスフィルター（以下「GRF⁽¹⁾」という）グリスエクストラクター（以下「GRE⁽²⁾」という）、及びグリスセパレーター（以下「GRS⁽³⁾」という）がある。

注(1) GRFとは、天蓋内部に設けられる媒介物であり、排気中の油脂分等の75%以上を排気ダクトに入る前に分離除去する性能を有し、工具等を用いずに容易に着脱できるものをいう。

注(2) GREとは、天蓋内部に設けられる装置であり、排気中の油脂分等の90%以上を排気ダクトに入る前に分離除去する性能を有し、自動洗浄装置^{※2}を備えたものをいう。

注(3) GRSとは、天蓋内部に設けられる装置であり、排気中の油脂分等の90%以上を排気ダクトに入る前に分離除去する性能を有し、自動洗浄装置^{※2}を持たないものをいう。

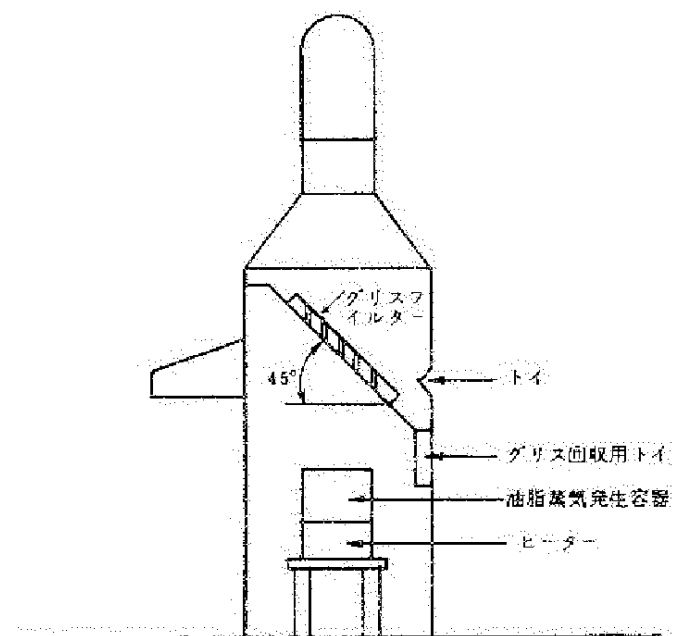
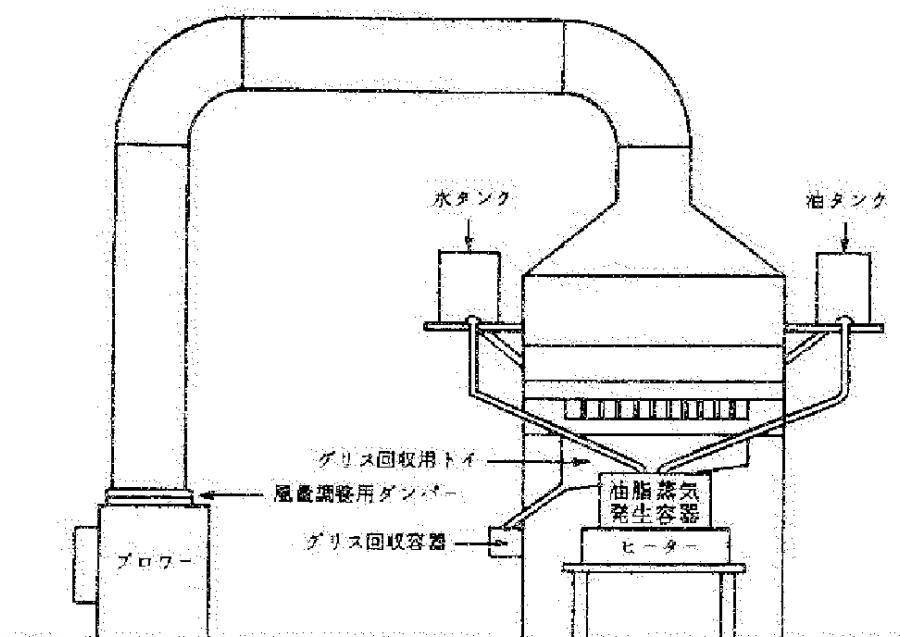
※1 油脂及び塵埃等の除去は、油脂分の除去をもって確認する。

※2 自動洗浄装置とは、温水等を使用しグリス除去装置内部に油脂分等が残留しないよう洗浄できる機能を有するものをいう。

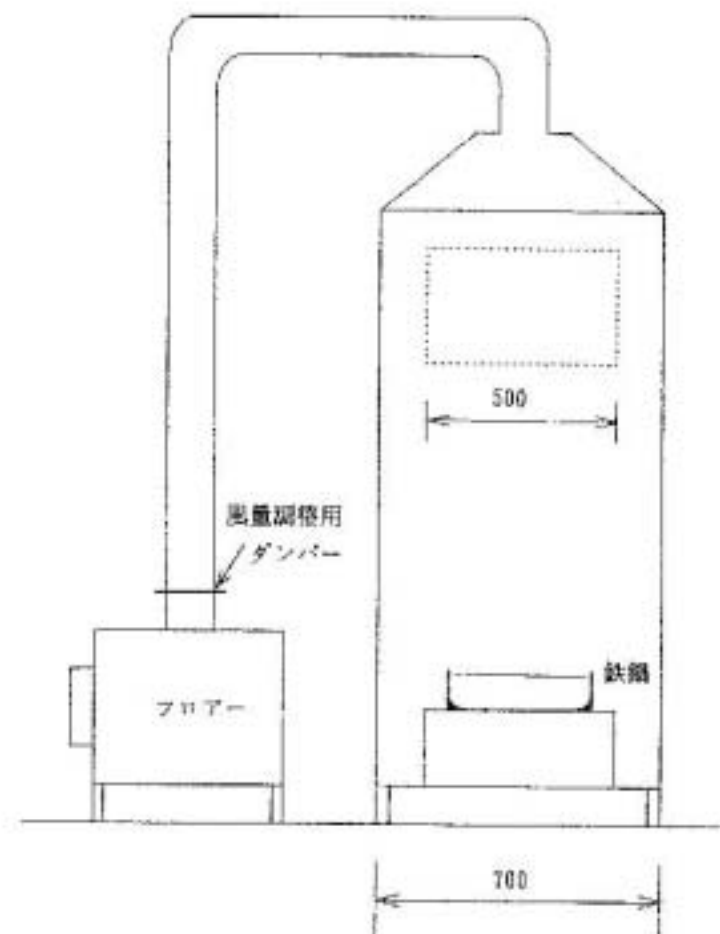
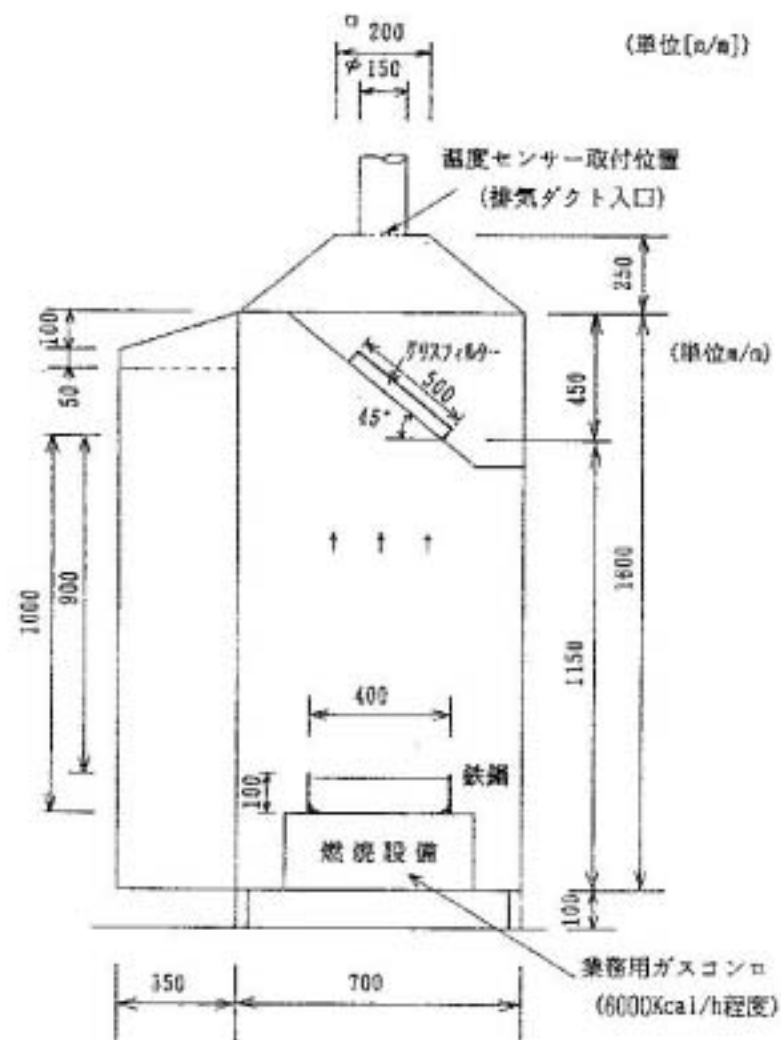
技術上の基準	試験の方法	細 則
1. 材料 (1) G R Fについては、通常の使用・清掃等の維持管理において、機能上支障をおよぼす恐れのない耐熱性、耐食性及び強度を有する不燃材であること。 (2) G R S、G R Eについてはステンレス鋼板又は、これと同等以上の耐熱性、耐食性及び強度を有する不燃材であること。	1. 材料 (1)確認方法は次によること。 1) 関係書類(取扱説明書、カタログ、構造図等)に基づいて目視等により確認すること。 2) 関係書類によって耐熱性が確認できないものについては3(2)により確認すること。 3) 関係書類によって一定の耐食性・強度が確認できないものについては次の試験で確認すること。 ア. 試験要領 イ. 試験体 (15 cm×5 cm×T) 3 個を 10%の水酸化ナトリウムの大過剰容量水溶液 (60℃)に 120 時間浸漬の後水洗いをし、通常の使用に支障のない状態まで乾燥させたもので、三点曲げ強度試験を行う。 $F = \frac{3lP}{2bd^2}$ ウ. 結果の確認 合格判定基準強度については、試験体のいずれも 10 kg f/cm² 以上であること。 (2) 関係書類(取扱説明書、カタログ、構造図等)に基づいて目視等により確認すること。	T:製品の厚さ F:曲げ強度 [kg f/cm²] P:試験体が折断したときの荷重 [kg f] l:スパン(支点間距離) 12 cm b:試験体の幅 [cm] d:試験体の厚さ [cm] なお、クロスヘッドスピードは 10 mm/min とする。

技術上の基準	試験の方法	細 則
2. 構造 油脂分等が火源及び作業面上に滴下しないこと。GRF及びGRSは、除去した油脂分を自動的に回収でき、かつ容易に着脱・清掃できること。GREは、自動的に洗浄できる機能を有すること。 3. 性能 (1) GRFは、排気中に含まれる油脂分を75%以上除去すること。	2. 構造 関係書類(取扱説明書、カタログ、構造図等)に基づいて目視等により確認すること。 3. 性能 (1) 除去の性能については、別図[Ⅰ]に相当する装置により確認すること。 1) 試験要領 ア. GRFの下限と火源(鍋底)の距離は、45cm程度とし、水平面に対し45度以上の傾斜を有すること。 イ. 温度を270℃に保つように設定したアルミ製鍋に、油及び水を同時に滴下し油脂蒸気を発生させる。 ウ. 使用する油は、植物油とする。 エ. 油の供給は、5分間の点滴量13g程度(10秒10滴程度)とし、水の供給は5分間の点滴量40g程度(10秒30滴程度)とする。 オ. GRF前方の風速は、風量調整用ダンパーの調節により、平均風速1.1m/secから1.2m/secとする。ただし、特別に風速が指定されている場合は、それによること。 カ. 試験時間は、連続4時間とする。 2) 結果の確認 ア. グリス除去率の測定 $\text{除去率}(\%) = \frac{\text{グリス回収容器}(g) + \text{GRF付着量}(g)}{\text{油脂蒸気の油使用料}(g)} \times 100$	3. 性能 ウ. 植物油は、大豆白絞油を使用する。 2) 油脂蒸気の油使用量は、油脂蒸気発生容器の油脂残留量(B[g])及び周囲への飛散量(C[g])を油供給量(A[g])から差し引くものとする。 $\text{油脂蒸気の油使用料} = A - (B + C) [g]$

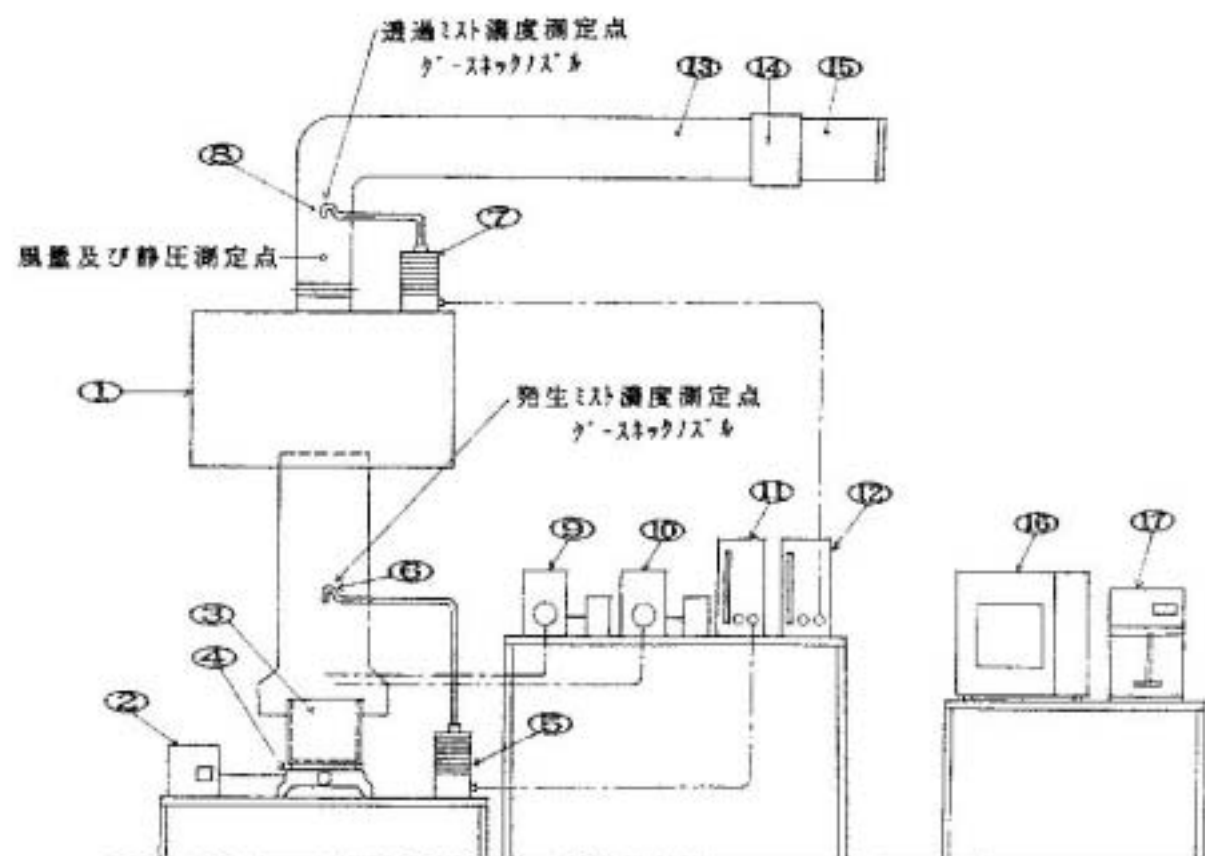
技術上の基準	試験の方法	細 則
(2) G R Fでグリス付着率10%以上のものにおいて、一定の非着火性能を有すること。	イ. グリス付着率の測定 $\text{付着率}(\%) = \frac{\text{GRF付着量}(g)}{\text{グリス回収容器回収量}(g) + \text{GRF付着量}(g)} \times 100$ (2) 非着火性能については、別図〔Ⅱ〕に相当する装置により確認すること。 1) 試験要領 ア. G R Fは、植物油が入った油槽中に十分浸漬させ、油槽中から取り出した後、油がしたたり落ちない状態のものを装置に取付ける。 イ. G R F前方の風速は、風量調整用ダンパーの調節により、平均風速 1.1m/sec から 1.2m/sec とする。ただし、特別に風速が指定されている場合は、それによること。 ウ. 直径約 40 cm、深さ約 10 cmの鉄鍋の中に、植物油 2 ㍓をいれて揚げ物火災を発生させる。 2) 結果の確認 ア. 非着火性能については、G R Fの裏面の排気ダクト入口の温度が 180℃に達するまでに、炎がダクト入口まで至らないこと。 イ. 耐熱性については、G R Fの裏面の排気ダクト入口の温度が 180℃に達するまでに、当該G R Fに破損・損傷等が生じないこと。 ウ. 排気ダクト入口が 180℃に達しない場合は、達する最高温度により確認すること。	ア. 植物油は、大豆白絞油を使用する。 浸漬時間は 10 分程度、放置時間は 30 分程度とする。 ウ. 植物油は、大豆白絞油を使用する。



グリスフィルター非着火性能試験装置



グリズエクストラクター性能試験装置



試験装置各部の名称等

番号	名 称 等
①	グリズエクストラクター本体
②	温度指示調節器
③	油霧発生発生器
④	ヒーター
⑤	アンダーセンサンプラー
⑥	ダースネックノズル
⑦	アンダーセンサンプラー
⑧	ダースネックノズル
⑨	チューピングポンプ
⑩	チューピングポンプ
⑪	エアサンプラー
⑫	エアサンプラー
⑬	排気ダクト
⑭	風量調節ダンパー
⑮	排風機
⑯	恒湿乾燥器
⑰	その他測定機器 ・精密天秤 ・静圧測定器 ・アネモメーター ・シースサーモカップル

グリス除去装置評定委員会規程

(目 的)

第 1 条 この規定は、グリス除去装置認定規程第 3 条第 2 項に基づきグリス除去装置評定委員会(以下「委員会」という。)の構成、業務内容等について定める。

(委員会)

第 2 条 委員は学識経験者、関係各所から募集し、日本厨房工業会の会長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、その運営を統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名した委員がこれを代理する。
- 5 委員長は、必要に応じて関係者の参加を求めることができる。

(業務内容)

第 3 条 委員会は次の業務を行う。

- (1) グリス除去装置認定規程第 7 条に関わる事項
- (2) その他関連事項

(委 任)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、議事その他運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

(附 則)

この規程は、平成 8 年 8 月 1 6 日から実施する。

資 料

消 防 予 第 1 6 2 号

平成8年8月15日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

グリス除去装置の構造等の基準について（通知）

グリス除去装置については、「改正火災予防条例準則の運用について」（平成3年10月8日付け消防予第206号消防庁予防課長通知）により運用願っているが、近年、厨房設備の多様化及び科学技術の進歩に伴って、従来のものと異なる方式、材質等によるグリス除去装置が開発されてきており、その構造等について検討が必要とされていたところである。

こうした背景を踏まえ、消防庁では、消防機関、社団法人日本厨房工業会等と共同して、グリス除去装置の構造等について調査研究を行い、今般、その検討結果を踏まえ、火災予防条例準則第3条の4第1項第3号に規定するグリス除去装置の構造等の基準を別添のとおり定めたので、その運用に遺憾ないよう配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもよろしくご指導されるようお願いする。

グリス除去装置の構造等の基準

1 適用範囲

この基準は、火災予防条例準則第3条の4第1項第3号に規定する油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋に設けるグリス除去装置について適用する。

2 用語の定義

- (1) グリスエクストラクター 通常の油を使用する調理において発生する油脂を含む蒸気（以下「排気」という。）の気流を縮流加速し、その遠心力で排気中に含まれる油脂及び塵埃等（以下「油脂分等」という。）を排気ダクトに入る前に天蓋内部で分離除去するもので、自動洗浄機構を有する装置をいう。
- (2) その他のグリス除去装置 通常の油を使用する調理において発生する排気中に含まれる油脂分等を排気ダクトに入る前に天蓋内部で分離除去するもので、グリスエクストラクター以外のものをいう。

3 構造

(1) グリスエクストラクターの構造

ア 通常の油を使用する調理において発生する排気の気流を縮流加速し、その遠心力で排気中に含まれる油脂分等を排気ダクトに入る前に天蓋内部で90%以上分離除去するものであること。

この場合、油脂分等を含む蒸気は、温度を270℃に保つように設定したアルミ製鍋に油及び水を1：3の割合で同時に滴下して発生させたものとする。

イ 除去した油脂分等が厨房設備に滴下しない構造であること。

ウ 除去した油脂分等を、自動的に洗浄できる機能を有する構造であること。

エ ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐熱性、耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものであること。

(2) その他のグリス除去装置の構造

ア 通常の油を使用する調理において発生する排気中に含まれる油脂分等を、排気ダクトに入る前に天蓋内部で75%以上分離除去するものであること。

この場合、油脂分等を含む蒸気は、温度を270℃に保つように設定したアルミ製鍋に油及び水を1：3の割合で同時に滴下して発生させたものとする。

なお、グリスフィルター（排気中の油脂及び塵埃等を排気ダクトに入る前に分離除去するもので天蓋内部に設けられる媒介物をいう。）のうち、グリス付着率*が10%以上のものにあっては、油脂分等が最大に付着した状態において、過度に温度が上昇した際に排気ダクト入口の温度が180℃に至るまで炎がダクトの入口までに至らないことを確認したものであること。

$$\text{※ グリス付着率}[\%] = \frac{\text{グリス除去装置の付着量}[\text{g}]}{\text{グリス回収容器回収量}[\text{g}] + \text{グリス除去装置の付着量}[\text{g}]} \times 100$$

イ 除去した油脂分等が厨房設備に滴下しない構造であること。

ウ 除去した油脂分等を自動的に回収できる機能を有し、かつ、容易に清掃ができる構造であること。ただし、リース等により適正な維持管理がなされると認められるものについては、この限りでない。

エ ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐熱性、耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものであること。ただし、バフタイプ（油脂分等を除去する部分が鋼板を組み合わせた形状のものをいう。）以外のグリスフィルターの耐熱性にあっては、油脂分等が最大に付着した状態において、過度に温度が上昇した際に排気ダクト入口の温度が180℃に至るまで、当該グリスフィルターに機能上支障を及ぼす破損・損傷等が生ずることのないものであること。

オ 前エにかかわらず、セラミックを用いたグリスフィルターにおいては、前エのただし書きの耐熱性を有するとともに、通常の洗浄に使用される薬液中のアルカリ成分に対する耐食性を有し、かつ、曲げに対する10kgf/cm²以上の強度を有するものについては、前エと同等とみなすものであること。

厨房設備に付属する排気ダクト及び天蓋の火災予防条例準則規制

改正火災予防条例準則第三条の四
第1項第二、三、四、五号及び第2項
平成3年9月30日付消防予第198号

火災予防条例準則（昭和36年11月22日自消甲予発第73号）	運 用 解 釈
改正火災予防条例準則第三条の四（平成3年9月30日消防予198号）	改正火災予防条例準則の運用について（平成3年10月8日消防予第206号）
第三条の四 一（略） 二 厨房設備に付属する排気ダクト及び天蓋（以下「排気ダクト等」という。）は次に よること。 イ 排気ダクト等は、耐火性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐火性及び強度を有す る不燃材料で造ること。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災 予防上支障がないと認められるものにおいては、この限りではない。 ロ 排気ダクト等の接続は、フランジ接続、溶接等とし、気密性のある接続とすること。 ハ 排気ダクト等は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に十センチメー ル以上の距離を保つこと。ただし、金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分 については、この限りではない。 ニ 排気ダクトは、十分に排気を行うことができるものとする。	ア 排気ダクト等の位置及び構造について ※1 「耐火性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐火性及び強度を有する不燃材料」とは、排気 ダクト等の材質については、ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板若しくはこれと同等以上の不燃材料 をいうものとし、板厚については、当該厨房設備の入力（同一厨房室内に複数の厨房設備を設 ける場合には、各厨房設備の入力の合計。以下同じ。）が1万8千キロカロリー毎時を超える か否かの別に、具体的な基準が、表1のとおり示されている。 また同号イのただし書中「当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障が ないと認められるもの」とは、当該厨房設備の入力が1万8千キロカロリー毎時以下であって、 かつ、当該厨房設備の使用頻度が低いと認められる場合をいうものであり、この場合には、天 蓋として上記の基準に適合しない金属製のレンジフードファンを設置することができると されている。なお、一般の家庭において通常行われている程度の使用については、これに該当 するものとして取り扱って差し支えないとされている。 ※2 「フランジ溶接、溶接等」には、排気ダクトを差込みリベットで止め、さらに耐熱テープで 巻くものとされている。 ※3 「金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、このかぎりでない。」とは、排気 ダクト等にロックウール保温材（JIS A9504に示すもの）、けい酸カルシウム保温材 （JIS A9510に示すもの）若しくはこれらと同等以上の不燃材料で、厚さ50ミリメ ートル以上被覆した場合又はこれらと同等以上の安全性を確保できる措置を講じた場合には、 当該部分と建築物等の可燃性の部分又は可燃性の物品との間の距離を10センチメートル未満 とすることができるものである。 ※4 「十分に排気を行うことができるもの」とは、「換気設備の衛生上有効な換気を確保するた めの構造」（昭和45年建設省告示1826号）に適合する排気能力を有するものをいうとさ れている。

火災予防条例準則（昭和36年11月22日自消甲予発第73号）	運 用 解 釈
改正火災予防条例準則第三条の四（平成3年9月30日消防予198号）	改正火災予防条例準則の運用について（平成3年10月8日消防予第206号）
ホ 排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクト等と接続しないこと。 ハ 排気ダクトは、曲り及び立下りの個所を極力少なくし、内部を滑らかに仕上げること。 三 油脂を含む蒸気が発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は、次によること。 イ 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができる<u>グリスフィルター</u>、<u>グリスエクストラクター等の装置</u>（以下「<u>グリス除去装置</u>」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のものにあっては、この限りでない。 ロ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。 ハ 排気ダクトへの火災の伝送を防止する装置（以下「<u>火災伝送防止装置</u>」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。	※5 「他の用途のダクト等」とは、一般空調用のダクト、給湯湯沸設備等の煙突等を指すものとされている。ただし、給湯湯沸設備等の煙突のうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条の4第2項第5号ただし書に該当するものにおいては、火災予防上十分な安全性を確保できる措置を講じた場合に限り、厨房設備に附属する排気ダクトと接続を認めて差し支えないとされている。 イ 天蓋に設けるグリス除去装置及び火災伝送防止装置について ※6 「油脂を含む蒸気が発生させるおそれのある厨房設備」とは、天ぷら、炒めものその他排気ダクトにおける火災の発生の原因となる油脂を含む蒸気が発生する調理に使用する厨房設備をいうものである。 ※7 「排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの」とは、天蓋が建築物外部に面する壁に接して設けられており、この接続部に存する排気口から屋外へ直接排気を行うものをいうものである。 ※8 「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたもの」とは、ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものをであり、<u>その構造の基準等については、消防予第162号（平成8年8月15日付）に示されている。</u> また、「当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、上記※1と同様であり、このような場合には、上記の構造によらない金属性のグリスフィルターとすることができるとされている。 ※9 「火災伝送防止装置」とは、防火ダンパー又は自動消火装置を指すものである。 また、「排気ダクトの長さから判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、厨房設備から5メートル以内にファン停止用スイッチを設け、かつ、その旨の表示がおこなわれている場合であつて、次の(7)又は(イ)に該当するものをいうものであり、この条件を満たす場

火災予防条例準則（昭和36年11月22日自消甲予発第73号）	運 用 解 釈
改正火災予防条例準則第三条の四（平成3年9月30日消防予198号）	改正火災予防条例準則の運用について（平成3年10月8日消防予第206号）
次に掲げる厨房設備に設ける火災伝送防止装置は、自動消火装置とすること。 (イ) 消防法施行令（昭和三十六年政令第37号。以下「令」という。）別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）、（九）項イ、（十）項イ、（十の二）項及び（十の三）項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備で当該厨房設備の火力と同一厨房内に設ける他の厨房設備の火力の合計が三十万キロワット以上のも (ロ) (イ)に掲げるもののほか、高さ三十一メートルを超える建築物に設ける厨房設備で当該厨房設備の火力と同一厨房内に設ける他の厨房設備の火力の合計が三十万キロワット以上のも	合には、火災伝送防止装置を設置しないことができる。とされている。 ① 厨房から直接屋外にでる水平部分の長さが4メートル以下の排気ダクトで、厨房内に露出して設置されているもの ② 耐火構造の共用排気ダクトに接続されている水平部分の長さが2メートル以下の排気ダクトで、厨房内に露出して設置されているもの なお、「排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行うもの」については、上記※1、「当該厨房設備の火力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」については、上記※1とそれぞれ同様であり、これらの場合には、火災伝送防止装置を設置しないことができる。とされている。 ※10「火災伝送防止装置」として防火ダンパーを設ける場合は、次によらなければならないこととされている。 ① 火災等により温度が上昇した場合において、自動的に閉鎖する構造とすること。この場合、自動閉鎖の作動温度設定値は周囲温度を考慮し、誤作動を生じない範囲でできる限り低い値とすべきものであること。 ② 防火ダンパーは、厚さ1.5ミリメートル以上の鉄板又はこれと同等以上の耐熱性及び耐火性を有する不燃材料造られたものであること。 ③ 閉鎖した場合に防火上支障のあるすき間が生じないものであること。 ※11「自動消火装置」の性能及び設置基準については、「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」（平成5年12月10日付け消防予第331号消防庁予防課長通知）によることとされている。

火災予防条例準則（昭和36年11月22日自消甲予発第73号）	運 用 解 釈
改正火災予防条例準則第三条の四（平成3年9月30日消防予198号）	改正火災予防条例準則の運用について（平成3年10月8日消防予第206号）
四 天蓋、グリス除去装置及び火炎伝送防止装置は、容易に清掃ができる構造とすること。 五 天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。 2 前項に規定するもののほか、厨房設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条（第一項第十一号から第十四号までを除く。）の規定を準用する。この場合において第三条第三項の規定中「入力」とあるのは、「当該厨房設備の入力と同一厨房内に設ける他の厨房設備の入力の合計が」と読み替えるものとする。	

表1 〔入力力が1万8千キロカロリー毎時を超える厨房設備〕
天蓋の板厚

天 蓋 の 長 辺 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜 鉛 鉄 板
450以下	0.5以上	0.6以上
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	1.0以上	1.2以上

排気ダクトの板厚

ダ ク ト の 長 辺 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜 鉛 鉄 板
450以下	0.5以上	0.6以上
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	0.8以上	1.2以上

〔入力力が1万8千キロカロリー毎時以下の厨房設備〕
天蓋の板厚

天 蓋 の 長 辺 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜 鉛 鉄 板
800以下	0.5以上	0.6以上
800を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	1.0以上	1.2以上

排気ダクトの板厚

ダ ク ト の 長 辺 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜 鉛 鉄 板
300以下	0.5以上	0.5以上
300を超え 450以下	0.5以上	0.6以上
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	0.8以上	1.2以上

※ 経過措置等（附則関係）

(1) 改正火災予防条例準則第三条の四第1項第三号及び第四号の
 グリス除去装置及び火炎伝送防止装置に関する規定については、
 既存設備についての設置、改修等に一定の期間を要すると考えら
 れることから、既存の設備等が改正後の規定に適合しない場合に
 は、新条例の施行日から1年間に限り、なお従前の例によること
 とされた。

(2) 経過措置については表2の経過措置早見表を参照されたい

表2 経過措置早見表

条 文				該当する燃料 の種類	規制の内容		3 -4 厨 房 設 備
条	項	号			現行 規定	改正規定	
3-4	1	柱	柱	液体、気体、固体、電気	(新)	厨房設備の基準	●
3-4	1	1	1	気体	(新)	厨房離隔距離	●
3-4	1	1	1	気体	(新)	厨房離隔距離	●
3-4	1	1	1	気体	(新)	厨房離隔距離	●
3-4	1	2	2	液体、気体、固体、電気	(新)	ダクト位置構造	●
3-4	1	2	2	液体、気体、固体、電気	(新)	ダクト耐食強度	●
3-4	1	2	2	液体、気体、固体、電気	(新)	ダクトの接続	●
3-4	1	2	2	液体、気体、固体、電気	(新)	ダクトの距離	●
3-4	1	2	2	液体、気体、固体、電気	(新)	ダクト排気能力	●
3-4	1	2	2	液体、気体、固体、電気	(新)	ダクト直接屋外	×
3-4	1	2	2	液体、気体、固体、電気	(新)	ダクト曲立下	●
3-4	1	3	3	液体、気体、固体、電気	(新)	油脂発生ダクト	▲
3-4	1	3	3	液体、気体、固体、電気	(新)	グリス除去装置	▲
3-4	1	3	3	液体、気体、固体、電気	(新)	フィル耐食強度	▲
3-4	1	3	3	液体、気体、固体、電気	(新)	火炎伝送防止	▲
3-4	1	3	3	液体、気体、固体、電気	(新)	フード消火装置	▲
3-4	1	4	4	液体、気体、固体、電気	(新)	天蓋等清掃容易	▲
3-4	1	5	5	液体、気体、固体、電気	(新)	清掃、維持管理	●

(注) ●印：今回改正(新設)された内容で、経過措置なし。(適及)

▲印：今回改正(新設)された内容で、1年間の経過措置。(適及)

×印：今回改正(新設)された内容で、従前の例。(不適及)